

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）（抄）（第一条関係）
自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）
特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第三条関係）
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第四条関係）
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（附則第二項関係）

(抄) (第二条関係) ——————

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（保険金額）

第二条 法第十三条第一項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 死亡した者 イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 死亡による損害（ロに掲げる損害を除く。） 三千万円

ロ 死亡に至るまでの傷害による損害 百二十万円

二 介護をする後遺障害（傷害が治つたとき身体に存する障害をいう。以下同じ。）をもたらす傷害を受けた者 イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 別表第一に定める等級に該当する介護をする後遺障害が存する場合（同一の等級に該当する介護をする後遺障害が二存する場合を含む。）における当該介護をする後遺障害による損害（ロに掲げる損害を除く。） 当該介護をする後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

ロ 介護をする後遺障害に至るまでの傷害による損害 百二十一万円

三 傷害を受けた者（前号に掲げる者を除く。） イからへまでに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める金額

イ 傷害による損害（ロからへまでに掲げる損害を除く。）に百二十万円

ロ 別表第二に定める第五級以上の等級に該当する後遺障害が

現 行

（保険金額）

第二条 法第十三条第一項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 死亡した者

イ 死亡による損害（ロに掲げる損害を除く。）につき 三千万円

ロ 死亡に至るまでの傷害による損害につき 百二十万円

二 介護をする後遺障害（傷害が治つたとき身体に存する障害をいう。以下同じ。）をもたらす傷害を受けた者

イ 別表第一に定める等級に該当する介護をする後遺障害が存する場合（同一の等級に該当する介護をする後遺障害が二存する場合を含む。）における当該介護をする後遺障害による損害（ロに掲げる損害を除く。）につき 当該介護をする後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

ロ 介護をする後遺障害に至るまでの傷害による損害 百二十一万円

三 傷害を受けた者（前号に掲げる者を除く。） イからへまでに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める金額

イ 傷害による損害（ロからへまでに掲げる損害を除く。）につき 百二十万円

ロ 別表第二に定める第五級以上の等級に該当する後遺障害が

二以上存する場合における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級の三級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ハ 別表第二に定める第八級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口に掲げる場合を除く。）における当該

後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ニ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級

の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級

の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する

場合（口からニまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害 重い後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

（略）

（自動車損害賠償保障事業が行う損害の填補の限度額）

二以上存する場合における当該後遺障害による損害につき
重い後遺障害の該当する等級の三級上位の等級に応ずる同表
に定める金額

ハ 別表第二に定める第八級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口に掲げる場合を除く。）における当該

後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ニ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める第十三級以上の等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口及びハに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級の二級上位の等級に応ずる同表に定める金額

ホ 別表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する

場合（口からニまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

ホ 别表第二に定める等級に該当する後遺障害が二以上存する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）における当該後遺障害による損害につき 重い後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額

（略）

（自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の限度額）

第二十条 法第七十二条第一項第一号又は第二号の政令で定める金額は、死亡した者

額は、それぞれ、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、それぞれ第二条に定める金額と

二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 法第十六条の二の規定及び第三条の二の規定は、法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定により政府が行う損害の填補について準用する。

(自動車損害賠償保障事業の業務の委託)

第二十二条 政府は、法第七十七条第一項の規定により、損害の填補額の支払の請求の受理、填補すべき損害額に関する調査、損害の填補額の支払その他法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による業務のうち損害の填補額の決定以外のものを保険会社又は組合に委託することができる。

2・3 (略)

附 則

この政令は、昭和三十年十二月一日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十年十月二十日から、第十一条、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、昭和三十一年二月一日から施行する。

(削る)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、それぞれ第二条に定める金額とする。

2 第三条の二の規定は、法第七十二条第一項の規定により政府が行なう損害のてん補について準用する。

(自動車損害賠償保障事業の業務の委託)

第二十二条 政府は、法第七十七条第一項の規定により、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他法第七十二条第一項の規定による業務のうち損害のてん補額の決定以外のものを保険会社又は組合に委託することができる。

2 政府は、前項の規定により委託をした保険会社又は組合に対し、能率的な経営の下における適正な原価を償うに足りる金額を委託費として支払うものとする。

3 前項の委託費の支払の方法その他第一項の規定による委託契約に関する準則は、国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十年十二月一日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十年十月二十日から、第十一条、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、昭和三十一年二月一日から施行する。

2 (保険料等充当交付金の交付)
法附則第七項の規定による保険料等充当交付金の交付は、保険会社又は組合の申請に基づいてするものとする。

(保険料等充當交付金が交付される場合における危険が増加し、
又は減少したときの保険料又は共済掛金の支払又は返還)
3

平成十四年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に効
力が生じた責任保険又は責任共済の契約に係る法第二十二条第四
項（法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の
規定により保険会社若しくは組合が支払を請求し、又は法第二十
二条第五項（法第二十三条の三第一項において準用する場合を含
む。）の規定により保険契約者若しくは共済契約者が返還を請求
することができる保険料又は共済掛金の金額は、第十条（第十二
条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 危険の増加の場合 第十条の規定により算出した金額に法附
則第七項の規定により危険の増加前の契約において保険料又は
共済掛金の一部に充てられた保険料等充當交付金に相当する金
額を加え、危険の増加後に契約が成立したとした場合に適用の
るべき保険料等充當交付金の額を控除した金額

二 危険の減少の場合 第十条の規定により算出した金額から法
附則第七項の規定により危険の減少前の契約において保険料又
は共済掛金の一部に充てられた保険料等充當交付金に相当する
金額を控除し、危険の減少後に契約が成立したとした場合に適
用のるべき保険料等充當交付金の額を加えた金額

○ 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令</p> <p>（自動車事故対策事業賦課金の金額）</p> <p>第一条　自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）第七十八条の規定により保険会社又は組合が納付しなければならない自動車事故対策事業賦課金の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一　自動車損害賠償保障事業に必要な費用に充てるものとして、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額</p> <p>二　被害者保護増進等事業に必要な費用に充てるものとして、別表第二の式により算出した金額を基礎として、自動車の運行によつて他人の生命又は身体が害された場合における自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第九条に規定する自動車の種別ごとの損害の状況を勘案して、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに国土交通大臣が告示で定める金額</p> <p>（過怠金の金額）</p> <p>第二条　法第七十九条の規定により政府が徴収することができる過怠金の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一　前条第一号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両ごとに、別表第三の式により算出した金額</p> <p>二　前条第二号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両</p>	<p>自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令</p> <p>（自動車損害賠償保障事業賦課金の金額）</p> <p>第一条　自動車損害賠償保障法（以下「法」という。）第七十八条の規定により保険会社又は組合が納付しなければならない自動車損害賠償保障事業賦課金の金額は、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（過怠金の金額）</p> <p>第二条　法第七十九条の規定により政府が徴収することができる過怠金の金額は、自動車一両ごとに、別表第二の式により算出した金額とする。</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	

）に、同号に規定する国土交通大臣が告示で定める金額の一
年分に相当する金額として国土交通大臣が告示で定める金額

別表第一（第一条関係）

$$N \times \frac{5}{10,000} + (E - A) \times \frac{K}{K+4} \times \frac{2}{1,000}$$

備考

（略）

別表第一（第一条関係）

$$N \times \frac{2}{1,000} + (E - A) \times \frac{K}{K+3} \times \frac{3}{1,000}$$

備考

この式において、N、E、A及びKの意義は、次のとおりと
する。

N 純保険料又は純共済掛金の金額

E 付加保険料又は付加共済掛金の金額

A 責任保険又は責任共済の契約の締結の手続に要する費用の
額に相当する金額として国土交通大臣が金融庁長官（農業協
同組合等が締結する責任共済の契約に係るものにあつては農
林水産大臣、消費生活協同組合等が締結する責任共済の契約
に係るものにあつては厚生労働大臣、事業協同組合等が締結
する責任共済の契約に係るものにあつては事業所管大臣）に
協議して告示で定める金額

K 保険期間又は共済期間を年をもつて定めたときはその年数
、月をもつて定めたときはその月数の十二に対する割合、日
をもつて定めたときはその日数の三百六十五に対する割合

（新設）

別表第一（第一条関係）

$$C - I$$

備考

この式において、C、I及びFの意義は、次のとおりとする

C| 被害者保護増進等事業の執行に必要な費用の金額

$$C - I$$

備考

この式において、C、I及びFの意義は、次のとおりとする

C| 被害者保護増進等事業の執行に必要な費用の金額

I | 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定の歳入のうち被害者保護増進等事業に充てるためのものであつて、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第一項第一号イに掲げるもの以外のものを合計した金額

F | 責任保険又は責任共済の契約が締結されている自動車の台数

別表第三（第二一条関係）

$$N \times \frac{5}{10,000} + (E - A) \times \frac{5}{10,000}$$

備考
(略)

別表第一（第二一条関係）

$$N \times \frac{2}{1,000} + (E - A) \times \frac{1}{1,000}$$

備考
この式において、N、E及びAは、それぞれ当該自動車の種別に応ずる責任保険の契約であつて保険期間を一年とするものに係る別表第一のN、E及びAとする。

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行
目次	第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 各特別会計の管理及び経理	第二章 各特別会計の管理及び経理	第二章 各特別会計の管理及び経理
第一節 (第八節) (略)	第一節 (第八節) (略)	第一節 (第八節) (略)
第九節 自動車安全特別会計 (第六十五条)	第九節 自動車安全特別会計 (第六十五条)	第九節 (新設) 東日本大震災復興特別会計 (第六十五条～第六十七条)
第十節 自動車安全特別会計 (第六十六条～第六十八条)	第十節 東日本大震災復興特別会計 (第六十六条～第六十八条)	第十節 (新設) 東日本大震災復興特別会計 (第六十五条～第六十七条)
附則	附則	附則
第九節 自動車安全特別会計	(新設)	(新設)
法 (自動車事故対策勘定の損益計算上の利益及び損失の額の算定方 第六十五条 法第二百十八条第二項に規定する損益計算上の利益と して政令で定めるところにより算定した金額は、第一号に掲げる 金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が零を上回る場合に おける当該上回る金額とする。	(新設)	(新設)
一 一 当該会計年度における次に掲げるものの合計額 イ イ 被害者保護増進等事業（法第二百十八条第二項に規定する 被害者保護増進等事業をいう。以下この項において同じ。） に充てるための自動車事故対策事業賦課金（自動車損害賠償 保障法（昭和三十年法律第九十七号。次号において「自賠法 「という。」第七十八条に規定する自動車事故対策事業賦課 金をいう。）		
口 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充て		

るべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第七条第二項及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第十条第二項の規定による一般会計からの繰入金のうち、被害者保護増進等事業に係るもの

ハイ及びロに掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち被害者保護増進等事業に係るものとして国土交通省令で定めるもの

二 当該会計年度における次に掲げるものの合計額

イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金
ロ 自賠法第七十七条の四の規定による補助金

ハイ及びロに掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち被害者保護増進等事業に係るものとして国土交通省令で定めるもの

法第二百十八条第三項に規定する損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額は、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額が零を下回る場合における当該下回る金額とする。

第十節 東日本大震災復興特別会計

第六十六条～第六十八条 （略）

附 則

（法附則第五十六条の規定により法第二百十八条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における自動車事故対策勘定の損益計算上の利益及び損失の額の算定方法）

第二十二条 法附則第五十六条の規定により法第二百十八条第二項

第九節 東日本大震災復興特別会計

第六十五条～第六十七条 （略）

附 則

第二十二条及び第二十三条 削除

の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額が零を上回る場合における当該上回る金額とする。

一 当該会計年度における次に掲げる金額の合計額

イ 第六十五条第一項第一号イからハまでに掲げるものの合計額

口 自動車損害賠償責任再保険事業等（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定する自動車損害賠償責任再保険事業等をいう。以下この項において同じ。）に充てるための次に掲げるものの合計額
(1) なお効力を有する旧自賠法（法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する法第二百十二条の二第一項に規定するなお効力を有する旧自賠法をいう。以下この項において同じ。）第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金

(2) 自動車損害賠償責任再保険事業等に充てるための前会計

年度から当該会計年度に繰り越された支払備金

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の益金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものとして国土交通省令で定めるもの

二 当該会計年度における次に掲げる金額の合計額

イ 第六十五条第一項第二号イからハまでに掲げるものの合計額

口 自動車損害賠償責任再保険事業等に係る次に掲げるものの合計額

(1) なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による

再保險の再保險金及び同条第二項の規定による保険の保険

(2) 自動車損害賠償責任再保険事業等に充てるための当該会計年度から翌会計年度に繰り越す支払備金

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、自動車事故対策勘定の損金のうち自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものとして国土交通省令で定めるもの

法附則第五十六条の規定により法第二百十八条第三項の規定を読み替えて適用する場合における同項に規定する損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額は、第六十五条第二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額が零を下回る場合における当該下回る金額とする。

第二十三条 削除

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（自動車局の所掌事務）

第十二条 自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (五) (略)

現 行

（自動車局の所掌事務）

第十二条 自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関するこ
と。

二 自動車ターミナルに関すること（総合政策局の所掌に属する
ものを除く。）。

三 自動車車庫に関すること。

四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関す
ること。

五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関するこ
と。（新設）

六 被害者保護増進等計画（自動車損害賠償保障法（昭和三十年
法律第九十七号）第七十七条の三第一項に規定する被害者保護
増進等計画）をいう。第一百三十二条第六号において同じ。）の作
成及び変更並びに同法第七十七条の四の規定による交付並びに
出資及び貸付け並びに補助に関するこ

七 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登
録勘定の経理に関するこ

八 (十三) (略)

六 自動車安全特別会計の保障勘定、自動車検査登録勘定及び自

動車事故対策勘定の経理に関するこ

七 自動車の登録及び自動車抵当に関するこ

八 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両によ
る公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道
路運送車両の使用に関するこ

十九 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関するこ
と。 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、
改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及
び調整に関するこ

十一 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十二 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に及ぶること。

(総務課の所掌事務)

第一百三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

第一百三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。

四 自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。

五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十五条の規定に基づく損失の補償に関すること。

六 自動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団に関すること。

七 自動車局の所掌に係る事業に関する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関すること。

八 自動車局の所掌に係る事業に関する外國為替及び外國貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

九 道路運送に係る助成に関する事（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

十 自動車道及び自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 自動車ターミナルに関する事（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

十二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に關すること。

十三 自動車の発着及び駐車の施設に關すること。

十四 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に關すること（道路運送及び道路運送車両に關する重要な事項に係るものに限る。）

十五 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定の經理に關すること。

十六 （略）

（安全政策課の所掌事務）

第一百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

（安全政策課の所掌事務）

第一百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に關すること（車両基準・国際課の所掌に屬するものを除く。）。

二 道路運送事業の監査に關する基本的な政策に關する企画及び立案に關すること。

三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

四 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に關すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に關すること（総務課の所掌に屬するものを除く。）。

（新設）

六 被害者保護増進等計画の作成及び変更並びに自動車損害賠償

保障法第七十七条の四の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に關すること。

七 （略）

附 則

六 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に關すること。

附 則

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。）に関する事務をつかさどる。

（削る）

(自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車局安全政策課は、第一百三十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、再保険事業等に関する事務をつかさどる。

（削る）
（削る）

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた

同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下「再保険事業等」という。）に関すること。

二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

(自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車局安全政策課は、第一百三十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

（自動車局安全政策課の所掌事務の特例）

二 一 再保険事業等に関すること。
二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関すること。

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和四十二年勅令第百六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六

現
行

（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）

第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第一百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和四十二年勅令第百六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六

十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第一百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第一百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第一百九十五号)、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第一百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二百五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、得税法第一百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令

十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第一百六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第一百八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第一百九十五号)、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第一百九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二百五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、得税法第一百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令

第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第一百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第一号及び第六項第四号、第一百六十一条第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十二条第一項第一号、第一百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十六条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十九条第一号、法人税法施行令第一百四十五条の三第一項第三号、第一百四十五条の九、第一百七十七条第一項第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び

行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第一百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第一号及び第六項第四号、第一百六十一条第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十二条第一項第一号、第一百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十六条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十九条第一号、法人税法施行令第一百四十五条の三第一項第三号、第一百四十五条の九、第一百七十七条第一項第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び

国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十八号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六百六十二条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第一百八十四条第二項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第一百四十五条の三第一項第三号、第一百四十五条の九及び第一百七十七条第一項第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形
成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地
方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用につ
いては生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保
険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項
及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険
組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並び
に第三百四十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保
障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第
一項第十八条、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一
号、第一百六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五
号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成
促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及
び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第
一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施
行令第三十条第一号、第一百八十四条第二項、第二百二十五条の三
第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号
、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百
二十六条第二項第一号、法人税法施行令第百四十五条の三第一項
第三号、第一百四十五条の九及び第一百七十七条第一項第三号、地震
保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行
令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号
のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一
号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共
済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産
形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方
公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービス
の提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損
害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。